

# 釧路総合振興局管内の二級河川における 減災に係る取組方針

【令和8年度～令和12年度（5年間）】

## 二級水系

尾幌川水系

チヨロベツ川水系

春採川水系

星ガ浦川水系

阿寒川水系

庶路川水系

茶路川水系

和天別川水系

音別川水系

尺別川水系

直別川水系

西別川水系

令和8年3月4日

## 釧路川外減災対策協議会

（釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、  
北海道警察釧路方面本部、北海道釧路方面釧路警察署、  
北海道釧路方面弟子屈警察署、北海道釧路方面厚岸警察署、  
釧路総合振興局、釧路地方气象台、釧路開発建設部）

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、洪水流による家屋の倒壊・流出が広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

平成 28 年 8 月には、岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になり、また、北海道においては、観測史上初めて 1 週間の間に 3 個の台風が上陸し、その 1 週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、十勝川水系芽室川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。

また、令和 7 年 9 月には北海道で初めて「線状降水帯の発生」が十勝地方、釧路地方で発表され、記録的な大雨により河川の氾濫や橋の損壊などの被害が発生した。

今後、気象変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

釧路総合振興局管内（以下、「釧路管内」）の二級河川においては、これまで、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関して、堤防整備や河道掘削などのハード対策を中心として段階的に整備を進めてきたが、このような災害に対応するために、水防災意識社会再構築の取組を加速し北海道が管理する中小河川においても本格展開することとし、流域住民の安全安心を担う釧路市長、釧路町長、厚岸町長、浜中町長、標茶町長、弟子屈町長、鶴居村長、白糠町長や釧路総合振興局長、釧路地方気象台長、釧路開発建設部長は、「釧路川外減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を平成 29 年 6 月 28 日に設置し、この協議会を水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」に位置づけた。

協議会では、釧路管内の二級河川流域の地形的特徴や洪水による特徴、課題を抽出し、「釧路管内の二級河川流域での大規模水害時の急激な水位上昇や広範囲は浸水に対して、「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す」ことを目標とし、避難指示の発令等を担う市町と、道、国が一体となって行う以下の主な取組内容を取りまとめた。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための河道掘削を継続して実施するほか、以下のソフト対策を実施する。

(ソフト対策)

- ・水位周知河川(※)においては、想定最大規模の洪水に対する浸水範囲・浸水深等の情報を踏まえ、避難場所等の見直しを実施し、ハザードマップの更新及び町の避難判断・伝達マニュアル(水害編)の充実や、避難情報着目型タイムラインの作成及び充実を図る。水位周知河川以外の河川においては、水位周知河川に指定する河川の検討を進めながら、水害危険性を周知するための情報提供方法の検討を継続して行う。また、避難時間確保に資するべく、水防資機材の充実や水防訓練の継続実施を図る。

(※) 水位周知河川：河川管理者が避難指示等の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に、水位情報の通知及び周知を行う河川

- ・防災意識の醸成により主体的な避難行動を促すために、住民対象の避難訓練及び講習会・研修の実施や幼少期からの防災教育を充実させるとともに、観光客や市町村外への通勤、通学等の住民に対する情報発信方法の検討を継続して行う。

本取組方針については、今後の取組状況を踏まえ随時見直しを行うこととしており、毎年出水期前には、進捗状況を共有するなどフォローアップを行う。



## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
釧路市	市長
釧路町	町長
厚岸町	町長
浜中町	町長
標茶町	町長
弟子屈町	町長
鶴居村	村長
白糠町	町長
釧路総合振興局	局長
北海道警察釧路方面本部	警備課長
北海道釧路方面釧路警察署	署長
北海道釧路方面弟子屈警察署	署長
北海道釧路方面厚岸警察署	署長
釧路地方気象台	台長
釧路開発建設部	部長

(オブザーバー)

機関
釧路市消防本部
釧路東部消防組合
釧路北部消防事務組合
陸上自衛隊第27普通科連隊

### 3. 釧路管内の二級河川の概要と主な課題

#### ◆流域および河川の特徴

釧路管内を流れる二級河川は、茶路川、阿寒川など 12 水系 27 河川であり、釧路平野より西部の山地および南東部の段丘を流下する河川である。

これらの河川は以下の特徴を有する。

#### ① 河床勾配や地形勾配が急である

・河床勾配や地形勾配が急であるため、短時間で水位が上昇しやすく、侵食力が高い。

#### ② 市街地が広がる支川合流部や河口付近の平地を流下する

・市街地が広がる支川合流部や河口付近の平地を流下しており、氾濫水が拡散しやすく、浸水が広範囲に及ぶことが懸念される。

#### ◆過去の被害状況と河川改修の状況

尾幌川では、昭和 61 年 9 月の台風 15 号による出水により、家屋浸水など多大な被害が発生し、茶路川、庶路川においては昭和 63 年 11 月の出水で浸水被害が発生した。また、平成以降では、阿寒川において平成 21 年 6 月に溢水氾濫による浸水被害が生じている。

これらの被害状況を鑑み、平成 12 年 10 月に「庶路川河川整備計画」、平成 26 年 1 月に「春採川河川整備計画」を策定し、対象期間を 30 年間とする河川整備の当面の目標を決定し、掘削、築堤、護岸などの対策を実施しているほか、阿寒川をはじめとする他の河川においても、流下断面が不足している箇所掘削などの対策を実施している。

平成 28 年 8 月、9 月には、台風や低気圧により、茶路川、尾幌川では氾濫危険水位を一時超過するなどの洪水に見舞われ、庶路川において河岸侵食による被害が生じた。

#### ◆釧路管内の二級河川流域の社会経済等の状況

釧路管内には、約 25 万人が居住しており、昭和 59 年以降減少傾向にあるものの大規模な草地型酪農が盛んであり年間約 54 万トンの生乳生産量がある。また、管内には、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園や厚岸道立自然公園、更には 4 つのラムサール条約登録湿地など、豊かな自然を背景に体験観光が盛んで、毎年、道内外をはじめ海外からも数多くの観光客が訪れている。そのため、これらの流通・運搬、観光アクセスなどに浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響が懸念される。

#### ◆釧路管内の二級河川流域での大規模水害時の主な特徴と課題

◇二級河川流域では、河床勾配及び地形勾配が急であることから、急激に水位上昇し、氾濫水が短時間で流入するため、早期に避難困難水位に達するおそれがある。

また、主要な道路が近接している箇所では、浸水や侵食により、市街地・集落が分断されるおそれがあり、社会経済への影響が懸念される。

◇市街地が広がる支川合流部及び河口付近の平地では、氾濫水が拡散しやすく、浸水が広範囲に及ぶことから、多くの住民が避難を余儀なくされ、公共施設や主要な道路が浸水被害を受けるおそれがあり、社会経済への影響が懸念される。

◇居住市町村外への通勤、通学、通院、買い物等を行う住民に対して、発災時の情報発信不足による避難の遅れが懸念される。また、釧路管内は釧路湿原国立公園をはじめとした豊かな自然に恵まれた地域で、国内外から多くの観光客が訪れる地域であり、観光客に対して、水害リスクや発災時の行動に関する情報発信を適切に行うことが重要である。

これらの課題に対して、本協議会では、釧路管内の二級河川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、取組内容について検討を行った。

4. 現状の取組状況等 ※フォローアップ調査後に修正

釧路管内の二級河川における減災対策について、各機関が現在実施している取組及び、取組に対する課題を抽出した結果、概要は以下のとおりである。(別紙1参照)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と、課題●	
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に水位情報の通知及び周知を行っている。【水位周知河川：尾幌川、茶路川、庶路川】</li> <li>○ 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等について危険度を色分けした時系列で提供している。また、5日先までの「警報級の可能性」を提供している。</li> <li>○ 氾濫危険水位への到達、重大な災害が発生する恐れがある場合は、河川管理者から町へホットラインで知らせる。【水位周知河川：尾幌川、茶路川、庶路川】</li> <li>○ 3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。</li> <li>○ 釧路開発建設部では、減災協議会を活用し、リエゾンやテックフォース活動状況を情報提供している。</li> </ul>	
	● 防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される	A
	● 防災情報が適切に避難指示等の発令に繋がるよう、情報提供の内容及びタイミングを予め整理する必要がある。	B
避難指示等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体では、避難指示等の発令者、発令基準を地域防災計画や避難指示等の判断・伝達マニュアル（洪水編）に定め、その内容に基づき発令している。</li> <li>○ 釧路総合振興局では、避難指示等の判断・伝達マニュアル作成（水害編）【作成例】を提供し自治体の作成を支援している。</li> <li>○ 釧路開発建設部では、多機関連携型タイムライン作成について、二級河川での展開に向けて、検討状況を情報提供している。</li> <li>○ 避難指示等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法・伝達内容について職員向けのマニュアルを作成。（釧路市、釧路町）</li> </ul>	
	● 現行の地域防災計画には、水位に対応した避難指示等の発令基準や発令対象地区が明確に記載されていない。	C
	● 避難指示に着目したタイムラインや避難指示等の判断や伝達方法等を予め整理することが求められる。	D

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と、課題●	
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難施設について地域防災計画や避難指示等の判断・伝達マニュアル（洪水編）に定めている。</li> <li>○ 浸水想定区域を公表し、自治体に通知している。 【水位周知河川：尾幌川（平成 21 年 3 月）茶路川（平成 17 年 7 月） 庶路川（平成 15 年 3 月）】</li> <li>○ 想定最大規模の洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を公表し、自治体に通知している。 【水位周知河川：尾幌川（平成 30 年 4 月）茶路川（平成 31 年 3 月） 庶路川（平成 31 年 3 月）阿寒川下流部（令和元年 6 月） 阿寒川上流（令和 4 年度）音別川（令和 5 年度）】</li> <li>○ 水位周知河川以外の河川においても、想定し得る浸水区域や浸水深など水害危険性の周知について検討中。</li> <li>○ 白糠町では、中小河川の洪水浸水想定区域の指定、公表後、内水ハザードマップを含めた、洪水ハザードマップの更新・全戸配布を令和 4 年 11 月に行い、Web 版の更新も実施。</li> <li>○ 釧路市および釧路町では、想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいて、ハザードマップ(Web 版を含む)の作成・周知を実施。(釧路町令和 5 年 1 月作成・全戸配布)</li> <li>○ 気象庁 HP の洪水警報の危険度分布に洪水想定浸水区域を重ね合わせて表示できるよう改善。(R1.12)</li> <li>○ 釧路開発建設部では、国が行う水害危険性の周知に係る情報を提供。</li> <li>○ 川の防災情報 HP の「川の水位情報」を通じて、水位情報及び画像を提供。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで作成、配布済みの洪水ハザードマップは、今後、想定最大規模の洪水における避難場所や避難経路の検討が必要である。</li> <li>● 浸水想定区域図が公表されていない河川が氾濫した場合の避難場所・避難経路の検討に苦慮することが懸念される。</li> </ul>	E
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洪水浸水想定区域図に記載された浸水深等の情報がリスクとして十分に住民等に認識されないことが懸念される。</li> </ul>	F
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難経路が通行できない場合の予備の避難経路や避難場所の指定が不十分であり、いざという時に避難路が浸水しているなど、迅速な避難ができないことが懸念される。</li> <li>● 避難経路に位置する橋が通行止めとなった場合、要配慮者利用施設などの避難に時間を要することが懸念される。</li> </ul>	G
住民や観光客等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を広報車・消防車、防災行政無線、FM くしろ、ホームページ、登録制メールなどにより情報伝達している。</li> <li>○ 釧路市では、高齢者等に配慮し、FM くしろの活用のほか、固定電話や FAX を活用した避難情報の提供をしている。</li> <li>○ 河川水位、雨量情報を川の防災情報を通じて伝達している。 また、北海道防災情報システムの登録制メールで氾濫危険水位等に達した際に通知できるようにしている。【水位周知河川】</li> <li>○ 白糠町では、ホームページをリニューアルし、町内の気象情報、水位・雨量情報などの防災情報をまとめている (H29)。</li> <li>○ 釧路市では、毎年、計画未作成の要配慮者利用施設の管理者に対して避難確保計画等の説明会を実施し、避難確保計画の策定や訓練等に関する取組を促進している。【R 2 年度開始】</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 釧路市では、電子地図上にハザードマップを重ねて確認できる「釧路市 Web ハザードマップ」の運用を令和3年10月1日より開始し、平時や災害時の避難所開設情報などを発信している。(外国語にも対応)</li> <li>○ 気象庁 HP にて「气象台からのコメント」及び「流域雨量指数の6時間先までの予測値」を提供 (R3.2)</li> <li>○ 減災の取組情報を HP 内で共有 (釧路市、釧路町、標茶町、厚岸町、白糠町、釧路総合振興局)</li> <li>○ 要配慮者利用施設管理者向けの説明会など、要配慮者支援体制の構築への支援 (釧路総合振興局、警察、釧路開発建設部)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高気密性住宅が多いことに加え、大雨・暴風により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。</li> <li>● 登録制情報配信メール、ホームページ、緊急速報メール等により各種防災情報を発信しているが、観光客や要配慮者へ伝えたい情報が正しく伝わっているか懸念される。</li> </ul>	H
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される (再掲)</li> </ul>	A
項目	現状○と、課題●	
防災教育及び講習会・研修・訓練等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 釧路市では学校の授業や出前講座を通じた防災教育・研修等を実施している。</li> <li>○ 災害時の避難所運営のあり方を考えることで事前の備えの重要性を学ぶため、避難所運営ゲーム (HUG) 北海道版の取組を行っている。</li> <li>○ 白糠町では防災教育「ちびっこワンデー」を実施している。</li> <li>○ 標茶町では、町内の学校で1日防災学校の実施。マイタイムライン作成の防災学習を実施している。</li> <li>○ 釧路総合振興局および警察では、防災教育の支援を実施している。</li> <li>○ 講習会、研修、訓練への参加または実施している。(釧路市、釧路町、標茶町、厚岸町、白糠町、釧路総合振興局、警察、釧路開発建設部、鶴居村、浜中町)</li> <li>○ 釧路地方气象台では、小学校や中学校における学校防災教育や、自治体防災訓練に展示ブースを設置して防災情報の解説を実施している。</li> <li>○ 釧路地方气象台では、地方公共団体や市民を対象に、中小河川の氾濫を想定したワークショップを実施している。</li> <li>○ 釧路地方气象台では、eラーニング教材を気象庁 HP で提供開始。(R2.5)</li> <li>○ 弟子屈町では、小学生の防災教室の実施や自主防災組織 (自治会、女性団体等) 等への防災講和の実施している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の防災意識向上のため、住民対象の講習会・研修・訓練及び幼少期からの防災教育を実施・継続していくことが求められる。</li> </ul>	I
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導は、地域防災計画に基づき市町職員 (消防を含む)、警察官、水防団員 (=消防団員) が実施する。</li> <li>○ 水防訓練の実施、参加。(釧路市、釧路町、標茶町、厚岸町、白糠町、釧路総合振興局、警察、釧路開発建設部、弟子屈町、鶴居村、浜中町)</li> <li>○ 釧路川外減災対策協議会への参画、釧路管内8市町村防災基本協定の継続。(釧路市、釧路町、標茶町、厚岸町、白糠町、弟子屈町、鶴居村、浜中町)</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水防団員が減少傾向にあるため、想定最大規模の洪水時において避難誘導時の人員が不足することが懸念される。</li> <li>● 地域防災計画には、市町職員、警察、水防団それぞれの役割が明確に規定されておらず、出動時の混乱が懸念される。</li> </ul>	J
--	--	---

① 水防に関する事項

項目	現状○と、課題●	
河川水位等に係る 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準観測所の水位により水防警報を発表し、水位情報の通知及び周知を行っている。【水位周知河川：尾幌川、茶路川、庶路川】また、その他、水位計を設置している河川について、ホームページを通じ伝達している。</li> <li>○ 川の防災情報により水位、雨量情報をホームページを通じて伝達している。</li> <li>○ 危機管理型水位計設置箇所の水位及び河川監視カメラの画像を川の防災情報ホームページ「川の水位情報」で公表している。</li> <li>○ 3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。</li> <li>○ 河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して伝達系統図により情報伝達している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川水位、洪水予報、水防警報等の情報等、個々の水防団員への周知が不十分である。</li> </ul>	K
重要水防箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防上特に注意が必要箇所を重要水防箇所に指定し、北海道のホームページで公表している。</li> <li>○ 自治体では、重要水防箇所は適宜、現地の状況を確認している。</li> <li>○ 洪水時は基準水位に達したとき、または、下降した時点で河川巡視を行っている。</li> <li>○ 大雨時など、開建関係箇所における道路等パトロールを活用し川の情報を伝達している。</li> <li>○ 警察では、平常時から水害危険箇所を把握し、パトロールを実施している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣住民、水防団へのリスク情報の周知が十分とは言えない。</li> <li>● 水防活動員（職員等）による水位観測時の避難を含めた安全対策が不十分である。</li> </ul>	L
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洪水時の堤防や河川水位の状況など、河川管理者と関係自治体及び、関係機関の間での速やかな情報共有が十分になされない懸念がある</li> </ul>	M
項目	現状○と、課題●	
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防連絡協議会で毎年水防資機材の保有状況について確認をしており、水防資機材は釧路地区防災資器材備蓄センター、出張所倉庫、釧路地区水防拠点、標茶防災ステーションに保有している。</li> <li>○ 釧路開発建設部では、災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）を水防拠点、河川防災ステーションに配置している。</li> <li>○ 水防資機材は役場倉庫等に保有している。また、主要箇所に土のうステーションを設置している。</li> <li>○ 茶路川下流に河川監視カメラを新たに整備（R5）</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策用機械は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、自治体と連携した機械訓練を実施の上で、常時、災害発生による出動体制を確保する必要がある。</li> <li>● 排水活動が多地点で行われる場合の災害対策用資機材の不足が懸念されるとともに、資機材の共有方法や相互支援の方法が確立されていない。</li> <li>● 近年、大規模洪水が発生していないことから、土のう製作をはじめとする水防資機材の使用に関する知識・技術が不十分である。</li> </ul>	N
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の物資提供や職員派遣などについて、「釧路管内 8 市町村防災基本協定」を締結している。</li> <li>○ 災害時にリエゾン派遣やテックフォースによる自治体支援を実施している。</li> <li>○ 標茶町では、自主防災組織のカバー率の向上や企業、商店街との協定を締結し、災害発生時の協力体制を整えている。</li> <li>○ 大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に、現地の状況観察を行い、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。</li> <li>○ 災害時に関係機関等との連携を迅速に行うため、河川洪水対応演習、公開水防演習、防災エキスパートの意見交換会を実施している。</li> <li>○ 厚岸町では、頻繁に氾濫する河川（普通河川）に簡易な監視カメラを設置している（H29）。</li> <li>○ 浜中町では、ノコベリベツ川（普通河川）に、監視カメラ、雨量計、水位計を設置している（H29）。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不測事態に緊急に対処できる体制を整えているが、経験したことのない洪水により、対処できる体制を越える事態も懸念される。</li> </ul>	○

② 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と、課題●	
排水施設、排水資機材の 操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。</li> <li>○ 水防体制強化のため、水防資機材を活用し、排水訓練を実施している。</li> <li>○ 災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の内水排除対策を実施している。</li> <li>○ 樋門の操作点検を出水期前に実施している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模浸水時に効率的に排水を行うため、関係機関の連携による排水手段の検討を行う必要がある。</li> </ul>	P

③ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と、課題●	
堤防等河川管理施設の 現状の整備状況及び 今後の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流下能力が不足している道管理区間において、河道掘削等を実施している。</li> <li>○ 河道内樹木の維持管理のあり方に基づき、河道内樹木の伐採を実施している。【春採川 R6完】【阿寒川 継続中】</li> <li>○ 堤防の天端保護（舗装）対策箇所の検討及び実施している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画断面に対し、高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</li> </ul>	Q

## 5. 減災のための目標

各機関が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

### ◆5年間で達成すべき目標

釧路管内の二級河川の大規模水害時の急激な水位上昇や広範囲な浸水に対しての「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害・・・施設では防ぎきれない洪水氾濫による被害

※迅速・確実な避難・・・流域住民が予め避難経路・避難場所を把握し、またリアルタイムの防災情報を入手し避難指示等に基づき的確な避難を行う

※社会経済被害の最小化・・・人口・資産の集中する釧路市、釧路町、厚岸町、白糠町内の市街地をはじめ、流域全体における想定最大規模の洪水による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

### ◆目標達成に向けた2つの取組

釧路管内の二級河川において水災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を継続して実施。

- (1) 迅速かつ確実な避難のための避難行動に関する取組
- (2) 洪水氾濫による広範囲にわたる浸水被害から社会経済被害を軽減するための的確な水防活動・早期復旧のための取組

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙2参照）

### 1) ハード対策の主な取組（別紙2-1参照）

堤防整備等が整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、迅速かつ確実な避難行動に資するツールが不足している。これらを踏まえたハード対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>◆洪水氾濫を未然に防ぐ対策</b>			
河道掘削の実施	Q	継続実施	釧路総合振興局
<b>◆危機管理型ハード対策</b>			
堤防天端の保護（越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策）	Q	継続実施	釧路総合振興局
<b>◆避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
①水防活動を迅速化できるよう既存土のウステーション等の資材を補充及び、防災資材備蓄施設の整備	N	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、厚岸町、白糠町、弟子屈町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 釧路開発建設部

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迅速かつ確実な避難のための避難行動に関する取組（別紙2-2参照）

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆情報伝達、避難計画等に関する取組			
① 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	B C D M	継続実施	釧路市、釧路町 標茶町、厚岸町、白糠町、 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察 釧路開発建設部
② 市町の避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成・見直し	B C D	継続実施	釧路町、厚岸町、白糠町 釧路総合振興局
③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた地域防災計画の更新	C E G	継続実施	厚岸町、白糠町
④ 水位周知河川以外の河川において、新たに水位周知河川に指定する河川の検討及び、想定し得る浸水区域や浸水深など水害危険性を周知する方法の検討・調整	C E G	継続実施	釧路市、釧路町、厚岸町、 白糠町、釧路総合振興局、 釧路開発建設部
⑤ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・訓練等に関する取組を促進	H	継続実施	釧路市、釧路町 厚岸町、白糠町 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察 釧路開発建設部
⑥ 円滑な避難・氾濫後の復旧のための道路管理者との連携	G	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈町、 鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 北海道警察 釧路開発建設部
⑦ 危機管理型水位計による洪水時の避難指示等の発令判断に活用できる水位情報及び河川監視カメラ画像の提供	K	継続実施	釧路総合振興局 釧路開発建設部

(別紙 2 - 3 参照)

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
① 想定最大規模も含めた浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	E	継続実施	釧路総合振興局
② 想定最大規模も含めた浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	E	継続実施	厚岸町、白糠町
③ 観光客や市町村外への通勤、通学等の住民に対する平時及び発災時の効率的な情報発信方法の検討を行う	A F H	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、浜中町 釧路総合振興局 釧路開発建設部
④ 釧路管内の河川の特徴を踏まえた幼少期からの防災教育の継続実施及び拡充	A F I	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、浜中町 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察 釧路開発建設部
⑤ 関係機関及び地域住民を対象とした水防災に関する講習会や研修の実施、避難訓練の実施、自主防災組織等の住民意識向上など効果的な対応を検討	A F I	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈町、 鶴居村、浜中町 釧路総合振興局 北海道警察 釧路開発建設部
⑥ 住民の水防災意識啓発のための広報の充実（ホームページ内の水害リスク情報や減災の取組等の関連情報を一元的に情報発信し、関係機関のホームページからアクセスし易くする等）	A F I	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈町、 鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局 釧路開発建設部
⑦ 釧路管内市町村間での防災・減災に係る情報を共有する場への参画、市町村防災基本協定の継続	J N O	継続実施	釧路市、釧路町 標茶町、厚岸町、白糠 町、弟子屈町、鶴居村、 浜中町

② 広範囲にわたる浸水被害から社会経済被害を軽減するための的確な水防活動・早期復旧のための取組（別紙２－４参照）

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
① 重要水防箇所の見直しや確認を行う	J L	継続実施	釧路市、釧路町 厚岸町、白糠町、 釧路総合振興局 北海道警察 釧路開発建設部
② 的確な水防活動を実施するべく、水防資機材の充実、維持や関係機関との情報共有	K N O	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 釧路開発建設部
③ 関係機関と連携した水防訓練	J K L N	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 北海道警察 釧路開発建設部
<b>◆氾濫水の排水活動及び施設運用に関する取組</b>			
① 排水ポンプ車等の実働訓練の実施や、出動要請に係る関係機関との調整方法の確認	N P O	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 釧路開発建設部

7. フォローアップ

本取組方針については、今後の取組状況を踏まえ随時見直しを行うこととしており、毎年出水期前には、進捗状況を共有するなど持続的なフォローアップを行い、随時、取組方針を見直すこととする。

(附 則)

平成30年	3月20日	取組方針	策定
平成31年	3月27日	改訂	
令和3年	3月31日	改訂	
令和4年	3月17日	改訂	
令和8年	3月9日	改訂	